

一般社団法人名古屋市医師会

在宅医療バックアップシステム実施要綱

(目的)

第1条 一般社団法人名古屋市医師会在宅医療バックアップシステム（以下、「本システム」という。）は、在宅療養者が急変した場合の適切な対応と主治医による看取りのサポートを通じて、市民の安心・安全な在宅療養の継続を可能とするための体制を構築することを目的とする。

(運用)

第2条 本システムは、一般社団法人名古屋市医師会（以下「本会」という。）が設立するはち丸在宅支援センターが中心となり、なごや在宅医療・介護連携ハンドブック「名古屋市における在宅医療・介護連携ガイドライン」を参考に、医療と介護の関係機関と連携のうえ運用する。

(利用者)

第3条 本システムの利用者は、本会の目的及び本事業に賛同した本会会員及び本会の認めた者とする。

(構成)

第4条 本システムは、以下の2つの機能で構成される。

- ① 後方支援病院による急変時サポート
- ② 在宅医療サポート医による看取りサポート

(後方支援病院による急変時サポート)

第5条 市内の2次救急指定病院を始めとする後方支援病院による急変時サポート体制として、急変時に救急搬送や延命処置を行う。

(在宅医療サポート医による看取りサポート)

第6条 やむを得ず主治医が不在となる場合に、事前に登録された患者情報を基に、在宅医療サポート医が代わりに看取りを対応する。

(要綱の改廃)

第7条 この要綱の改廃は、在宅医療・介護連携委員会の審議のあと理事会において協議するものとする。

(附 則)

この要綱は、令和4年12月7日から実施する。